

昭和 32 年度

協同農業普及事業年次報告書

農林省振興局

協同農業普及事業年次報告書

本報告書は、農業改良助長法第3章第22条の規定に基き、昭和32年度における農業及び生活に関する普及事業の助長のために定められた予算の支出額及び補助金の交付をうけて実施された事業の結果をとりまとめ、財政法第40条の規定による歳入歳出決算の添付書類として、国会に提出するため、作成したものである。

目 次

I 昭和32年度の予算	1
II 実施された事業の概要	3
A 農業改良普及事業費	3
1. 職員の設置	3
(イ) 農業改良普及員	3
(ロ) 専門技術員	3
(ハ) 職員の普及活動の概要	4
2. 資格試験	5
3. 普及地区並びに農業改良普及所の設置	6
4. 巡回指導施設の整備	7
5. 農業改良指導施設の設置	7
6. 営農改善設計指導の実施	8
7. 自作農維持創設指導	8
8. 農業改良資金の融資と指導	9
9. 共進会の開催	9
10. 改良普及員の研修の実施	9
B 生活改善普及事業	9
1. 職員の設置	10
(イ) 生活改良普及員	10
(ロ) 専門技術員	10
(ハ) 改良普及員の普及活動の概要	10
2. 巡回指導施設の整備	12
3. 生活改善普及器材の整備	12
4. 農家生活技術改善研究の実施	12

(イ) 農家生活技術適応実験の実施	12
(ロ) 農家生活技術連絡研究の実施	12
5. 生活改良普及員に対する研修	13
(1) 県別研修	14
(2) ブロック研修	14
6. 生活改善普及職員の養成	14
(1) 改良普及員の養成	14
(2) 専門技術員の養成	14
C 農業講習施設による改良普及員等の養成	15
D 経営伝習農場による農村青少年の教育	15

I 昭和32年度の予算

農業改良助長法第3章により、補助金を交付される協同農業普及事業の内容は同法第14条により、次のように規定されている。

1. 専門技術員及び改良普及員を置くこと。
2. 専門技術員又は改良普及員の巡回指導、農場展示、出版物の配布、講習会の開催、器材の利用その他の手段により、農民に対し農業又は農民生活の改善に関する教示及び実地展示を行うこと。
3. 農業講習施設による改良普及員の養成及び研修並びに農業又は農民生活の改善を目的とする農村青少年団体の指導者及びその他専門技術員又は改良普及員に協力して農業又は農民生活の改善を推進する農民の育成を行うこと。
4. 前2号の事業の遂行に必要な施設を整備すること。

以上の事業について、同法第16条の3の規定により1.及び2.の事業については、都道府県は配分された国の補助金に都道府県費を2分の1加えて支出することが求められている(補助率 $\frac{2}{3}$)。農業及び生活に関する普及事業のうち補助率 $\frac{1}{2}$ の事業について、都道府県別の支出額に附表(1)及び(2)のとおりである。3.及び4.の事業については、国庫補助金と同額の都道府県費の支出が求められているが(補助率 $\frac{1}{2}$)、これらの事業のうち農業講習所及び経営伝習農場の経費についての都道府県別は附表(3)及び(4)のとおりである。

昭和32年度において定められた国の予算額及び事業別の内容は下記のとおりである。

(イ) 農業改良助長法第14条第1項第1号及び第2号に係るもの

(1) 農業改良普及事業費補助金	1,674,969,301円
i 農業改良普及職員設置費補助金	1,542,890,301円
農業の改良普及に従事する都道府県の専門技術員及び改良普及員の設置に必要な人件費、指導旅費である。専門技術員は前年度643人に対し46人減で597人、農業改良普及員は前年度通り10,396人を設置する。	
ii 普及事務所運営費補助金	87,004,000円
地区制度の整備のため改良普及員の駐在する事務所の必要な経費の一部を補助するものである。	
iii 巡回指導施設費補助金	24,177,000円
改良普及員の巡回指導に必要な自転車の購入費、オートバイの購入費である。	
iv 農業改良指導施設費補助金	20,898,000円
當農改善上の重要課題について農家の協力のもとに農家の圃場を借りて改良技術を総合的に実地に応用し、これが普及をはかるための経費で試作圃及び酪農改善指導施設を設けるための消耗品費(肥料、農薬、種子)及び乳質の検定器具の購入費等である。	

(2) 生活改善普及事業費補助金	231,004,000円
i 生活改善普及職員設置費補助金	211,511,000円
農家生活改善の普及指導に従事する専門技術員及び改良普及員の設置に必要な人件費及び旅費である。	
設置員数は専門技術員は前年に引き続き 92 人改良普及員は 1,505 人である。	
ii 巡回指導施設費補助金	10,763,000円
改良普及員の巡回指導を効率化するために新たにスクーター 125 台を設置するに必要な経費である。	
iii 生活改善普及器材整備費補助金	4,465,000円
改良普及員の普及活動に必要な幻燈スライド、水質検査器、携帯用木工器具セット等を整備する経費である。	
iv 農家生活技術改善研究費補助金	4,265,000円
展示実験室における実験材料費と農家を指定して記帳と観察による生活技術の改善のための実験を行うに必要な経費、ならびに 12 県を指定して実施する生活技術連絡研究に必要な経費である。	
(ロ) 農業改良助長法第 14 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に係るもの。	10,333,000円
(1) 改良普及員研修費補助金	
地区に駐在する改良普及員にその地区の農業事情に応じ、必要な技術を分担習得せしめ、地区における総合的指導力をたかめるための特技研修と、一般的な資質の向上をはかる一般研修を実施するに必要な講師謝金、講習材料費等である。	
(2) 営農改善設計指導費補助金	2,944,000円
簡易な農家簿記や経営設計書の記帳利用を手段として、農事研究会等の研究集団を対象として経営改善をすすめて行くための旅費、事務費である。	
(3) 生活改良普及員研修費補助金	1,118,000円
生活改良普及員に対し、生活技術普及方法等普及活動の推進に必要な研修を実施するための講習材料費、講師謝金等である。	
(4) 農業講習所費補助金	16,252,000円
改良普及員等第一線農業技術者の養成のため、都道府県農業試験場内に設置されている農業講習所の増改築、補修費及び設備整備費である。	
(5) 生活改善普及職員養成費補助金	1,591,000円
生活改良普及員養成施設の新規設立及び組織運営ならびに専門技術員の養成に必要な経費である。	
(6) 経営伝習農場費補助金	13,378,000円
農家の後継者育成のため、農業及び生活の実務講習を行う都道府県の経営伝習農場の建物の増改築補修費並びに生産教育施設整備費である。	

II 実施された事業の概要

A 農業改良普及事業費

1. 職員の設置

農業改良普及事業に従事する都道府県の職員として農業改良助長法第14条の2によつて専門技術員及び改良普及員が置かれている。

専門技術員は、試験研究機関と密接な連絡を保ち、専門の事項について、調査研究するとともに改良普及員の指導に当つており、改良普及員は、直接農民に接して農業に関する科学的技術及び知識の普及指導に従事している。

専門技術員及び改良普及員の任用資格は、法律に基いて政令で定められていて、その資格を有するものでなければ任用されない。

(イ) 農業改良普及員

都道府県の定める地区(概ね旧数カ町村の区域)にあつて普及事業の現地勤務に従事する農業改良普及員は、前年の予算定員通り10,396人であり、その充足状況は下記の通りである。

国 庫 極 助	
定 員	現 員
10,396人	10,344人

この都道府県別の数は附表(5)の通りである。

農業改良普及員の設置についての人員費は、全国平均して地区主任5等3号俸、一般普及員7等4号俸(32年10月現在)となつてゐる。

(ロ) 専門技術員

専門技術員は都道府県の普及事業担当課若しくは農業試験場に駐在し、試験研究機関と密接に連絡しつつ各専門項目について調査研究すると共に改良普及員を援助し、普及事業の推進に当つてゐる。

専門項目は稻、麦及び雑穀、病害虫、土壌肥料等の18項目に分れ、各都道府県では、その県の農業事情に応じて項目を選択して有資格者の中から任用している。

32年度における国庫補助の定員は前年より46人減の597人であるが、その専門項目別設置数は次の通りである。

稻	67人	農機具及び畜力利用	46人
麦及び雑穀	44ヶ	家畜衛生	6ヶ
工芸作物	31ヶ	農産加工	20ヶ
土壌肥料	51ヶ	畜産加工	3ヶ
病害虫	55ヶ	飼料作物及び緑肥作物	9ヶ
畜産	64ヶ	営農林	5ヶ

果樹	48人	青少年	10人
そさい及びいも類	53名	普及方法	11名
農業経営	56名		

なお、都道府県別設置状況は附表(6)の通りである。

専門技術員設置のための入件費は全国平均して4等2号俸(32年10月現在)となつてゐる。

(ハ) 職員の普及活動の概要

普及事業の発足当初、新技術の導入とその成果によつて、改良普及員は、農家の信頼をたかめ、その後も技術の伝達者として、農家の相談相手として農家からの要望が非常に多くなつてゐる。改良普及員の活動はそれらの要望に応えるために、多忙を極め、その活動が夜間に及ぶことも少くなく、農民と接する活動は、それらの処理で殆んどの時間が使われている。

さらに、各種の補助奨励事業、市町村の行う事業に対する技術的協力、試験研究機関の行う各種現地試験や調査に対する協力等が改良普及員の活動として加わり、改良普及員の活動は、後述のように極めて多種多様になつてゐる。

現在の改良普及員の活動は、その活動の仕方という面からだけ考えても、非常に広範であるとともに、ひとつの仕事や1日の仕事も数種類の仕事の組合せによつて運ばれるといつた多様性をもつてゐる。

例えば、昭和31年6月1日より昭和32年5月31日までの1カ年間にわたつて調査した「農業改良普及員の活動の実態調査」によれば、I農民に接している時間(36.2%、1日当り3時間16分)、II移動に要する時間(21%、1日当り1時間54分)、III活動準備に要する時間(5%、1日当り27分)、IV事務をとつてゐる時間(12.2%、1日当り1時間07分)、V連絡、打合の会議の時間(9.6%、1日当り52分)、VI調査を行つてゐる時間(5.4%、1日当り29分)、VII検査、審査の時間(4.1%、1日当り22分)、VIII研修の時間(6.5%、1日当り35分)となつておらず、仕事の多様性がますます顕著になつて來ているのは最近の普及活動の一つの特徴であるといえよう。

直接農民に接する活動についても、次のような多面的な活動が行われてゐる。

(1) 地区農業改良普及計画に基く計画的な指導

地区内の農業改良上の問題を総合的に解決するため、専門技術員の協力を得て、農業改良普及計画を樹立し、その計画に基いて行う指導でこの計画に基く普及活動は主として農事研究会等を対象に、耕種改善試作圃、展示圃などを普及の場としてすすめられ、大きな効果をあげてゐる。

(2) 季節的必行事項の指導

各種農作業時期に農民が適確にその作業を行い得るように指導する必要がある。この種の指導は、一般対象農民の技術水準等から、各時期時期に、毎年くりかえし行わねばならない現状で直接農民に接する活動時間のうち約50%がこの種の仕事に費されている。

その主なものは、部落集会や農事研究会の定例会などで行う時期的に必要な農作業の注意や質疑応答などの指導、部落等で行う病害虫の一齊防除、肥料の共同配合、種子の一齊消毒等における指導である。

(3) 偶発的な事件処理の指導

病害虫の異常発生、家畜の流行病の発生等の応急処置、台風襲来等に対する技術対策などの活動がある。毎年かなりの仕事があり、地区内改良普及員が総動員で他の技術員と協力して指導に当つている。

(4) 各種奨励事業に協力する仕事

各種奨励事業では、指導、審査、調査等の事項が定められており、改良普及員は、その事業実施農家に対して定められた指導等を行い、また事業の経過や結果について報告書等を作成する。

その主なものには、採種事業、耕土培養事業、西南暖地水稻特殊栽培事業等がある。

(5) 社会教育事業への協力

青年学級、成人家学級等における農業や畜産の講師として依頼され、毎月又は毎週定期的に指導に当つている。

(6) 市町村の行事への協力

市町村の主催で行われる品評会、競技会等の各種の行事の企画又は審査員等を依頼される。この外、市町村農業委員会、農業協同組合等の会議、打合等に参画し、行事に協力している。

(7) 試験研究への協力

農業試験場の行う各種現地試験の依頼をうけ、指定された設計に基き担当農家と協力して調査測定等を行い、その成績を報告する。又、各種の調査や研究材料の採取提供といつた仕事もある。

(8) その他国又は県の催しに協力する仕事

国又は県の規模で行われている4Hクラブ研究発表会、営農設計指導研究会等の地区又は郡からの代表の選考、又は、県の移動展示会などが開催される場合は、それらの準備等の仕事である。

このように改良普及員の活動が多種多様になり、関係各分野からの協力要請がますます増加されて來ると、ただ要請されるままに無計画に活動を続けていては、十分な協力もできなくなるばかりでなく、改良普及員本来の仕事も達成されなくなるという反省から、普及活動の計画化ということが強調されるようになって來ている。

特に、地区の農業改良上の重要な問題については、改良普及員が中心となり、関係専門技術員の協力を得て、現地の実態調査をもとにして農業改良普及計画を樹て、また関係市町村、農業協同組合等へも十分な連絡をはかり、関係諸事業との協力関係を調整した上で、改良普及員の分担する分野を明らかにし、それに基いての活動が前年度に引き続き活潑になつて來ている。

2. 資 格 試 験

専門技術員及び改良普及員の任用資格については、農業改良助長法第14条に規定が設けられ、これに基いて「農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格を定める政令」が定められている。改良普及員については、政令第3条の規定に基き、都道府県に「改良普及員の資格試験及び資格認定に関する条例」が設けられ、この条例に基いて、都道府県毎に資格試験が行われたが、32年度における結果は下記の通りである。

改良普及員資格試驗成績概況

学 区 歴 分	大学卒業者			高専・短大 卒業者			農業講習所 卒業者			旧中等学校、新制 高校卒業後3年以 上の経験者			計		
	受 験 者	合 格 者	合 格 率	受 験 者	合 格 者	合 格 率	受 験 者	合 格 者	合 格 率	受 験 者	合 格 者	合 格 率	受 験 者	合 格 者	合 格 率
農業改良普及員	578	327	56.5	244	84	34.4	884	806	91.1	508	237	46.6	2,214	1,454	65.6
生活改良普及員	82	60	73.1	646	486	75.2	64	61	95.3	97	59	60.8	889	666	74.9

専門技術員の資格試験は政令の定めるところにより、農林省で実施しているが、32年度における審査結果は下記の通りである。

專門技術員資格試驗成績概況

専門項目区分		稻穀	麥及び雑穀	そ菜及びいも類	果樹	工芸作	銅綠	肥料	土壤	病害	畜衛	家畜	農業	畜産	農機	畜力	農業	畜業	農業	營農	衣服	食物	住居	家庭管理	普及方法(農業)	普及方法(農民生活)	農民生活	計
受験者	20	18	17	17	6	12	29	15	21	2	11	1	4	2	22	5	1	11	17	10	6	15	13	275				
合格者	9	11	6	13	4	4	19	11	14	2	10	1	3	1	9	1	0	10	11	5	3	4	7	158				
合格率(%)	45	61	35	76	67	33	66	73	67	100	91	100	75	50	41	20	0	91	65	50	50	27	54	57				

3. 普及地区並びに農業改良普及所の設置

改良普及員が都道府県の職員として、農民にもつとも接しやすい形で農村に駐在するに当つて、その担当区域と駐在場所をきめる必要がある。普及事業では従来の技術指導の反省もあり、改良普及員の総合的指導力を効果的に發揮せしめるため、旧5～6カ町村の区域を一つの地区として、ここに改良普及員を駐在せしめる所謂中地区制の整備に努めて來た。その後、町村合併の影響をうけて漸次地区的規模も大きくなる傾向にあり、「昭和33年2月現在の調査結果では、全国の地区数は1,776地区となり、一地区的規模は全国平均で2.1市町村、耕地面積2,921町歩、農家戸数3,454戸を包括し、ここに平均6.5人の改良普及員が駐在していることになつてゐる。」

改良普及員は普及所を中心として地区内の農業事情に応じ、必要な技術を分担して普及指導に当れるよう特技研修を実施し、一般普及活動に加えて特技活動もなし得るよう資質を高め、地区として技術的にレベルの高い活動ができるようにしている。

普及所は各都道府県において農業改良普及所、農業改良普及事務所、農業改良相談所等と呼称を異にしているが、改良普及員の駐在の根拠地になつており、各種の普及器材—土壤検定器、顯微鏡、幻燈器或いは展示用の農機具、改良かまど等が備えつけられている。普及所は市町村、農業協同組合等の建物の一部を借用しているものが殆んどで、その運営に要する経常的な経費は、昭和29年度までは市町村、農協等の寄附によつて賄われていたため、中地区制の確立をばみ、普及員の自主的活動を阻害する原因ともなつていたので、昭和30年度からこの運営費の一部を予算化し、32年度には全

国1,500の地区普及所に通信運搬費、印刷製本費、光熱費、事務補佐費等を補助した。

このことは中地区制の確立が一層進展し、数人の普及員が普及所を中心として総合的な活動に専念出来るようになり、又、地区農業改良普及計画の樹立促進を容易にし、市町村、農協等の諸施策に対し普及員の総合的能力によつて協力援助がなされる等普及事業の運営上大きな効果をあげている。

4. 巡回指導施設の整備

改良普及員の普及活動は、農家及び圃場等の現場における指導に重点がおかれており、その活動に機動性を与えるため、各普及員に対し、従来から自転車の整備に重点をおき、自転車各1台を貸与し、その更新補修を逐年行つて来た。最近特に普及員の活動が広汎多岐に亘つて來たので、その機動力を更に増大することが必要になり、4カ年計画で各地区1台あてのオートバイを整備することとし、昭和32年度までに300台を整備した。なお、地方費で整備されたオートバイ、モーターバイクの数は、公有個人有を併せて1,042台に及んでおり、機動力に対する要望が強いことを物語ついている。

5. 農業改良指導施設の設置

(イ) 耕種改善試作圃の設置

昭和29年度から設置された耕種改善試作圃は、営農改善上の重要課題について、農家の協力のもとに農家の圃場をかりて現在考えられる知識、技術を総合的に応用して改良技術の農家への普及を図るとともに、改良普及員の指導力の涵養に資することとを目的として、普及地区毎に課題を選び、専門技術員、農業試験場の協力のもとに運営されている。

昭和32年度の実績によると1カ所平均2反(改善区、慣行区各1反)程度で総数3,441カ所になっている。

その内訳は下記のとおりである。

水田関係	1,864カ所
畑関係	921カ所
樹園地関係	225カ所
草地関係	43カ所
その他	159カ所
内訳不明	229カ所
合計	3,441カ所

これら試作圃の昭和32年度における運営状況及び成績は目下とりまとめ中であるが、北海道、富山、石川、佐賀の4県における耕種改善試作圃394カ所についての運営状況事例を挙げれば、試作圃を中心とした現地研究会及びその他の会合の1試作圃当たりの開催回数は延14回で参加農民数は396人(1回平均26人)にのぼり、配布した印刷物は1試作圃当たり2種類、95部となつてゐる。また、収量指數は慣行区を100とした場合、水稻作についてみると111であつた。

(ロ) 酪農改善指導施設の設置

近年農家の酪農についての関心が高まり、乳牛が盛んに導入されているが、その健全な発展を図る

ため、昭和32年度より新に全国の乳牛の飼育密度の高い普及地区140に対し、各1カ所あて酪農改善指導施設が設置された。本施設の設置運営は、耕種改善試作圃に準じて行われ、当該地域における酪農経営上の重要課題を選び、担当農家の協力を得て、担当農家は勿論のこと、その担当農家を通じて周辺農家が課題を解決するように改良普及員が設置運営に当つている。酪農改善指導施設の成績はその内容が極めて複雑であり、僅か1年の結果ではこれを数字をもつて表わすことは極めて困難である。酪農改善指導施設において多くとりあげられている事項は次のようなものである。

- 裏作による飼料作物の導入又は作付面積増反
- 輪作系体の改善による飼料作物の導入又は作付面積の増反
- 飼料給与計算の習得
- 畜舎の改善
- 厩肥の処理改善
- 乳質の改善
- 空胎防止

6. 営農改善設計指導の実施

簡易な農家簿記及び経営設計書の記帳とその利用を中心に農民の研究集団を育成し、計画的且つ科学的な営農改善の実施を普及推進するため、29年度に開始し、ひきつづいて営農改善設計の指導を実施した。

32年度においては、初步農家簿記と農業経営の全部門を対象とした総合設計書および部門を対象とした耕種・酪農・養鶏・果樹・そさいの各設計書を配付し、設計集団農家に記帳と経営設計の指導を行つた。その内訳は農家簿記46,194部(うち初步農家簿記18,688部)、総合設計書26,161部、耕種設計書27,955部、酪農設計書10,929部、養鶏設計書5,345部、果樹設計書6,150部、そさい設計書7,784部、設計書合計84,324部である。

なお32年度の、営農設計集団数は8,479集団、設計農家数84,324戸を数えた。また32年度の実施体験については都道府県の代表農家を33年3月東京に集め、3日間にわたつて実績発表会を開催し、さらに同体験を「新しい経営改善事例集」として刊行し、広く指導者や農民の認識をたかめると共に今後の普及推進をはかつた。

7. 自作農維持創設指導

農業改良普及員は昭和32年度自作農維持創設資金借入希望農家より提出された農業経営安定計画書に対して、技術的・経営的見地より意見書を作成し、これを農業改良主務課に提出することによつて都道府県における審査認定を適切ならしめた。

又農業改良普及員は借入農家の農業経営安定計画達成指導の中心となり、農業委員会、農業協同組合、市町村勧業及び自作農貯蓄組合等の担当者の協力を得て指導に当つた。

昭和32年度における融資状況は次の通りである。

融資額			借入農家戸数		
一般	開拓	計	一般	開拓	計
千円 5,823,922	千円 525,299	千円 6,349,221	戸 47,295	戸 4,969	戸 52,264

8. 農業改良資金の融資と指導

農業改良資金制度は、農家が新技術を採用しようとする場合に無利子の融資と、農機具や堆肥舎等の営農施設を整備する場合に農協系統資金の貸付を債務保証によつて促進しようとするものである。融資による技術の改良および経営の改善にはとくに農業改良普及員の指導も結付けて、普及事業の経済的裏付けを行うものであつて、昭和31年度からはじまつた。

つまり農業改良普及員が指導を行つても農家に資金がないために実践できなかつた技術の改良や施設の導入をこの制度によつて達成し、普及指導を一層効果的に推進しようとするものである。

31年度および32年度の融資実績は次のとおりで、資金需要は急増する傾向にある。

農業改良資金融資実績

	技術導入資金		施設資金	
	件数	融資額	件数	融資額
31年度	12,976	千円 843,711	12,933	千円 1,252,073
32年度	12,554	千円 1,065,202	23,878	千円 2,401,477

9. 共進会の開催

農産物の共進会、展示会、品評会等が農業技術及び経営改善の普及をはかる手段として盛んに行われている。

32年度において、都道府県単位以上で開催された共進会等で農業改良に貢献することが顕著と認められて、農林大臣賞が授与されたものは154件457点にのぼつてゐる。

10. 改良普及員の研修の実施

普及事業の中心をなすものは改良普及員であり、その資質如何は、事業の成否をきめる鍵である。

中地区制の整備に伴つて、改良普及員個々にその地区の農業事情から必要とする技術を分担して修得せしめ、地区として総合的な指導力を發揮せしめるよう前年度に引き続き、特技研修を強化すると共に、普及活動を行うに必要な基礎教育としてこの一般研修の実施に努めている。

32年度における都道府県の特技研修の実施状況の科目別研修人員の合計は下記の通りである。

主要作物	683人	農機具	576人
果樹	512名	畜産	635名
そさい	495名	その他	402名
土壌肥料	563名	計	4,257名
病害虫	391名		

特技研修の方法として農業講習所に集合せしめて、講議、実験実習を行う集合教育、教材のある現地に移動して行う現地研修、駐在地区にあつて自己研修する任地研修を組合せて概ね60日程度実施している。

一般研修として実施されている科目は普及方法、農村社会、農民心理、農民指導の理論その他一般教養科目で研修日数は全国平均1人当たりにすると約15日となつてゐる。

B 生活改善普及事業

家族労働を基調とし、自給的性格を濃厚に帯びるわが国農業経営の改善をはかるためには、生産対

策と平行して、農家生活に対する指導が不可欠である。家族労働力の保持、家事労働の軽減、生活資源の効率的処理、現金支出の合理化等生活の合理化が農業の改良と併せすすめられて、はじめて農業諸施策の渗透は期しうる。生活改善普及事業が農業改良普及事業の一環として積極的に推進されているゆえんである。

1. 職員の設置

生活改善普及員と生活改善専門技術員がある。生活改善普及事業に従事する都道府県の職員として、生活改良普及員と生活改善専門技術員がある。

(イ) 生活改良普及員

生活改良普及員は農業改良普及員とともに都道府県の定める普及地区に駐在し、農家生活改善についての総合的指導にあたる。

32年度の予算定員は1,505人であるが、33年3月現在における充足状況は次のとおりである。

国 庫 補 助		補助定員をこえて 設置された数	実 員 合 計
定 員	実 員		
1,505人	1,502人	9	1,511人

(口) 專門技術員

専門技術員は、衣、食、住、家庭管理の生活技術に関する専門技術員と生活改善の普及方法に関する専門技術員とに大別される。生活技術に関する専門技術員は専ら展示実験施設に駐在し、同施設や実験農家において農家向生活技術の創出修正を行うことと、生活技術について改良普及員を指導援助することを任務とし、普及方法の専門技術員は主として県庁農業改良課に附屬して、普及技術、活動方法の研究に当るとともに、この面より改良普及を指導している。

32年度にあつては、略各都道府県とも2名ずつ設置しているが、これでは衣、食、住、家庭管理、普及方法の各専門項目を充當することができないので、予算定員の増加が緊急の要請となつてゐる。

(八) 改良普及員の普及活動の概要

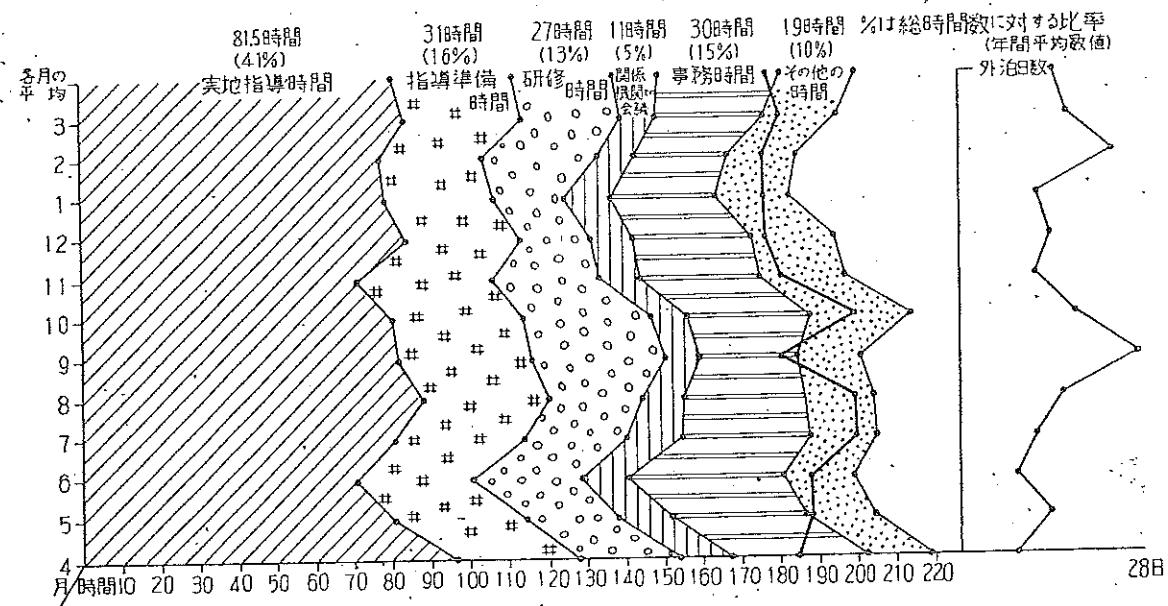
普及事業も漸く10周年を迎えたが、普及活動も初期の啓蒙活動の段階を経て本格的な普及指導の段階にすんでいる。農地改革を契機とする一連の農業民主化運動及び営農方式の著しい進歩、農村婦人の法律的地位の向上、学校教育の充実などによつて農家生活も表面的には相当の改善をみたが、その実態にはなお多くの欠陥を残し、農民生活の福祉と農業生産の増強に重大な障害を及ぼしている。例えば食生活をとつても、各種栄養素の不足に基因する身体症候発現率は都市の1.4倍弱に及び、早急な対策を必要としている。しかもこのような欠陥は農業経営の形態や生活意識、生活慣習などを固くむすびつき、一片の啓蒙宣伝や物的援助によつて是正しうるものでなく、農民の自覚と意欲を培養し、その主体的な活動のもとに実態に適合した技術的援助を行うことによつて逐次改善をはかって行く外はない。しかし農家生活に対する技術的指導を担当する生活改良普及員の定員は1,505人、普及員当りの担当農家は4,000戸をこえている。この多數の農家のすべてを一挙に指導にすぎず、1普及員当りの担当農家は4,000戸をこえている。この多數の農家のすべてを一挙に指導の対象とするならば、散漫な啓蒙活動の反復に終始せざるを得ず、生活改善の実効は期待しえない。従つて、生活改良普及員の活動方式としては、一般的な啓蒙的指導のほかに、少数対象に指導を集中し、共同学習および共同作業の場としての自主的集団(生活改善実行グループ)を育成し、同時に

ここであげられた改善実績の波及による効果を狙うという濃密指導の方式をとつている。グループにおける活動を通じて農民はいちじるしい人間的成长をとげるとともに、複雑で困難な生活改善の課題を経済力、技術能力に応じて無理なく解決している。このグループの数は32年3月現在で（未報告8県を除く）7,551、グループ員数は165,130人で、普及員1人当り6グループとなつていて。1グループの平均員数は22人である。これを30年3月当時と比較すると、グループ数において2,490、グループ員数にして42,546人の増加となり普及活動の着実な進展を物語ついている。

生活改善実績発表大会などからグループ活動をみると、とりあげる問題が漸次複雑となり、技術的にも高度になつてゐるのが目立つ。また、有色野菜の計画栽培による口角炎の解消、家畜の飼育による不足栄養素の補完など生産の改善と結びつけた解決方法も多くなつていて。さらに、グループでの経験と学習の基礎に立つて自分でプロジェクトをもち、創意工夫を發揮して独自な改善を行つてゐるものも増えている。

普及活動は衣、食、住、家庭管理、保健衛生等生活のすべての面に及び、しかも物的施設の改善のみならず、農民の生活に関する知識、技術の向上に努力しているので、その成果を年度毎に正確に評価することは困難である。これには、組織的な総合調査を要するのであつて、これまでのところ、本事業の実績の全貌を把握した資料はない。しかし、その一端を示すものとして、32年2月農林省農林経済局統計調査部の実施したかまど改善状況調査によれば、普及事業の発足した24年以降の改善戸数は1,600千戸にのぼり、しかも普及員の配置数と明瞭な相関関係を示し、農家生活の改善に対する生活改善普及事業の寄与を示している。

生活改良普及員の活動時間の各月の内訳は次表のようであるが、超過勤務時間がさらに増加しており、（年間を通して延166時間）農民の要望と普及員数との間の不均衡を是正する必要に迫られている。また、最近、新生活運動、健康農村建設運動、新農山漁村建設事業等、農民生活の向上を標榜する各種の事業が実施されているが、生活改良普及員はその援助者として広く関与を求められている。



2. 巡回指導施設の整備

生活改良普及員が普及活動を行うにあたつて、31年度から新たにスクーターが配置され、巡回時間の短縮と疲労の軽減をはかることになった。33年3月末におけるスクーターの設置台数は275台となつている。

3. 生活改善普及器材の整備

視覚その他の感覚に訴えて農民の理解を適確にする手段として各種の普及器材を必要とするが、この目的のため都道府県において整備された普及器材の主なものは、幻燈スライド、水質検査器、組立台所模型、木工道具セット、歩測計、計量器等である。

4. 農家生活技術改善研究の実施

(イ) 農家生活技術適応実験の実施

農家生活の改善に関する実験及び展示を行う施設として28、29の両年度にわたり生活改善展示実験施設を設置したが、その実験実施を促進し、本施設の効果的な利用をはかるため緊急解決を要する実験テーマの実験に要する材料費、ならびに実験農家設定に要する経費を農家生活適応実験費補助金として、各都道府県に交付している。生活技術を農家に導入する場合には、農家生活の実態に応じて大なり小なり技術の修正を行い、適応性をもたせることが必要であるが、このため展示実験施設における実験と相まつて実験農家を設定し記帳と観察を通じて生活技術修正実験の場たらしめようとするものである。

本年度実施の適応実験項目の例

	項目	県名
衣	羊毛の簡易染色のしかた。 化学繊維の洗濯による生地の変化について 男子補助作業衣の試作について	岩手 新潟 岡山
食	農家にできる野菜の簡単な冬期貯蔵法について 鶏、ほつけを主材料とした保存食の工夫 農家に向く乳及び乳を利用した調理法について	青森 秋田 滋賀
住	天日タンクの水槽の耐用期間の把握 折りたたみ式ビニールホイロの試作	宮城 福島 岡山
家庭管理	農家の台所で使う日常調理器具の適当な種類と数量について	和歌山

実験農家実施状況

No.	実験項目	県数	部落数	戸数
5	子供の家事の分担のしかた	4	4	40
6	主婦にできる家計簿のつけ方	7	8	83
9	太陽熱利用タンクの利用のしかた	14	14	125
11	農家に向く肉及びその加工品の食べ方	8	8	78
12	農家に向く魚介類及び加工品のたべ方	20	26	280
13	農作業による疲れとその軽減のしかた	14	20	227

(ロ) 農家生活技術連絡研究の実施

専門技術員のみでは解決しえない問題については、課題毎に農家生活の各分野に関する専門技術者の参考を求める、その総合指導の下に実験を行い、農家に必要な新しい生活技術の確立に役立てようとするものである。32年においては、次の13県で16項目を実施した。

連絡研究による研究項目（32年度）

衣食住別	研 究 項 目	県 名
衣	雨期における作業衣を作る(継続)	福 井
	農薬撒布用防毒作業衣の作成	広 島
	作業用防寒着について地たい別に適当な布地の型を選定する	愛 知
	土壤肥料成分の作業衣に及ぼす影響を知りその処理法を知る	佐 賀
食	農家でできる畜産物の貯蔵加工の方法	秋 田
	農村における各種食品の簡易貯蔵法を知る	愛 媛
	農家に適した年間の有色野菜作付計画の作成及びその利用法(継続)	神 奈 川
	酪農農家に適した有色野菜の作付計画	岡 山
	中小家畜生産物の自家消費方法の研究	大 分
	寒冷地日常食の研究	北 海 道
	甘藷常食地たいの日常食の研究	広 島
住	島嶼部(茶がゆ常食地たい)の日常食の研究	香 川
	北海道農家住宅の防寒改造試験	北 海 道
	小農具の格納について	和 歌 山
	農家用小型パンがまの構造と構築法の決定	茨 城
	台所格納設備と格納の仕方	大 分

5. 生活改良普及員に対する研修

(1) 県別研修

資質の向上をはかり、普及活動を効率化するため、各都道府県において専門技術員が中心となり、研修を実施した。普及計画のたて方や、展示実験室を中心としてつくり出される新しい生活技術の習得など当面の普及上の課題の解決を試み、研修を通じて普及事業の推進をはかつた。

各都道府県において行われた研修の項目及び方法は次のとおりである。

研修方法 研修内容	定例研修 (44県平均)	グループ研修 (44県平均)	個別研修 (15県平均)	新任者研修 (21県平均)
生活技術	40%	41.5%	52%	30%
普及方法	42%	53%	42.5%	47%
基礎科目	5%	3%	—	2%
その他	13%	2.5%	5.5%	21%
研修日数	7.1日	2.1日	4日	14日

(2) ブロック研修

生活改良普及員が広く他県の普及員と接して、それぞれの活動体験を交換し合い、生活技術の交流をはかるため、次のとおり、ブロック研修会を開催した。

- (イ) 開催担当県 秋田、栃木、新潟、兵庫、愛媛、大分
- (ロ) 参加者 普及活動経験1~2年の普及員各県2~3名及び生活改善専門技術員
- (ハ) 期間及び内容 2泊3日
現実に当面している具体的な改善問題について、その阻害要因と解決方法について検討を行つた。

6. 生活改善普及職員の養成

(1) 改良普及員の養成

農家の子女のうちから、資質の高く農家生活の改善に対する関心と意欲をもつものを普及員として養成するため、岩手、長野、香川の3県において生活改良普及員養成施設を継続運営している。

(2) 専門技術員の養成

将来専門技術員として活動する上の適格性をもつ改良普及員に対し、専門技術員として必要な専門的知識及び技術の強化充実をはかり普及事業の推進をはかることを目的として、日本女子大学において養成研修会を実施した。

本研修を修了したものはそれぞれの都道府県にかえり、展示実験施設の運営を円滑にし、新しい農家向生活技術をゆたかにするため貢献している。

昭和32年度における実施状況

専門項目	衣
期間	3ヶ月
場所	日本女子大学
参加県	青森、岩手、茨城、埼玉、千葉、神奈川、新潟、石川、長野、和歌山、鳥取、徳島、大分、福岡、滋賀、山口、愛媛、高知、香川、長崎、宮崎の21県

C 農業講習施設による改良普及員等の養成

改良普及員等、農村における第一線技術指導者の養成並びに研修機関として都道府県の農業試験場内に農業講習所が置かれている。

農業講習所は、高等学校卒業者を入所資格とし、2カ年間、農業の技術及び普及方法に関する専門的な教育を実施し、改良普及員として必要な知識技術を附与すると共に、市町村、農業協同組合、農業共済組合等の技術員の養成に努めている。

32年度における農業講習所の在所生は、農業科第1学年976人、第2学年896人、計1,872人で、生活科第1学年62人、第2学年48人、計110人となつていて。

その都道府県別の内訳は附表(7)のとおりである。

D 経営伝習農場による農村青少年の教育

経営伝習農場は、農家の後継者育成に重点をおき、中学校卒業者を本科生とし、本科生修了者乃至高等学校卒業者を研究生(専修生)として入所せしめ、生産実習による実務教育と、全寮制による生活教育を行つていて。

教育期間は、本科生は大体1年制であるが、8農場が2年制であり、研究生の期間は1年である。

経営伝習農場は上記の教育の外青少年クラブのリーダーや一般農民に対する短期講習並びに青年研修の場として、又地域農業の指導及び展示の農場としての役割を果してい。

32年度における生徒数は全国54場で4,073名(中女子生徒481名)であり、短期講習の開催は全国で約1,500回、参加者は延200,000名(中女子60,000名)、農場見学視察者数は男子280,000名、女子130,000名、計410,000名となつていて。

卒業生、修了生は殆んど例外なく農業に従事し、農村に於ける青少年クラブの中核者として、又改良普及員の良き協力者となつて活躍している。

32年度における各道府県別予算、生徒数は、附表(4)、(8)の通りである。